

令和6年10月1日から

働き方改革推進奨励金

が始まります！



申請するには・・・

「みえの働き方改革推進企業」への登録が必要です！

- ▶▶ 令和6年度または令和5年度に登録した企業が対象です
(ただし、中小企業・小規模企業 *に限りま)

* 中小企業・小規模企業とは、三重県中小企業・小規模企業振興条例第二条に基づきます。

対象取組(予定)

(1)男女がともに働きやすい職場づくり

①離職者の再雇用

出産、育児、介護等を理由に離職した労働者の再雇用

②治療と仕事の両立

不妊治療等をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度を導入し利用実績がある

③正規雇用への転換

パートタイマー等からの転換制度を導入し、利用実績がある

④女性の積極採用

令和6年1月から12月までに採用した労働者のうち女性の割合が、対前年比20%以上上昇

⑤女性専用施設等の整備

女性が働きやすい職場環境づくり(トイレ、更衣室等)の整備

(各20万円)

※⑤については対象経費の1/2以内(上限20万円)

(2)男性の育児休業取得

- ・7日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 30万円
- ・3か月以上(週休日含む) 50万円

※産後パパ育休を含む

※連続した3か年度で3人まで

(3)介護休業・介護休暇取得

- ・5日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 30万円

※連続した3か年度で3人まで

※連続して取得した場合に限る

■お問い合わせ先

三重県雇用経済部雇用対策課
働き方改革・人材育成班

[住所] 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

[電話] 059-224-2454

[メール] koyou@pref.mie.lg.jp